

## 大阪府独自の財政指標（案）

### ○ 基本的考え方

- (1) 決算段階での指標は、国の定める財政指標の充実が図られていることから、府の独自指標は、予算編成段階で活用できるものとする。
- (2) 府民にわかりやすくするため、正確性よりも簡便さを優先する。
- (3) この水準を超えてはならないという「制限指標」は地方財政健全化法で充実が図られたことから、府の独自指標は、財政運営の「目標指標」とする。
- (4) 他の都道府県の比較は、国の定める財政指標によることが可能である一方で、他の都道府県の予算を分析することは困難であることから、府の独自指標はこれを目的とはしない。

### 1 「将来世代に負担を先送りしない」という観点から

#### 【実質全会計府債残高（仮）】

全会計の府債残高のうち、税及び交付税の代替である減収補てん債、減税補てん債及び臨時財政対策債を除いた全会計の残高（ストック）

→ 前年度を超えないことを予算編成上の目標とするか。

②49,454 億円－減収補てん債残高（9,063 億円）<①49,869 億円－8,741 億円

（課題）

- ・建設事業債は建設事業の事業量の多寡により変動するため、債務負担行為の現年化や国直轄事業負担金の増のように府の努力では調整できないことがある。
- ・現在は、過去の経済対策で大量発行した府債の元金償還があるため元金償還額が多いが、将来的には元金償還額が少なくなるため、目標達成が困難になる。
- ・数字上は、退職手当債と建設事業債とがトレードオフの関係になる。
- ・減収補てん債は、国の税収見込みと府の税収見込みとの差額について発行が認められるものであり、交付税算入率も 75%であることから、府の財政の健全化をよりシビアに図る観点から、これを除かずに財政指標とすることも考えられる。
- ・実質全会計府債残高（仮）／財政規模 という指標を設定する場合、分母（財政規模）に何をもちくくる（府税収入、標準財政規模、公債費充当可能財源？）か、目標数値をどのように設定するか要検討。

### 2 「収入の範囲内で予算を組む」という観点から

【正味収支（仮）】 補完的な収入を含む「収入」と「支出」との収支差

→ >0 を目標とするか。

②本格予算における算定

「収入」外収入：赤字雑入 50 億円

(注：退職手当債 185 億円、財政調整基金取り崩し 4 億円は「収入」とする前提)

「支出」外支出：前年度繰上充用金 50 億円、減債基金借入金返済金 0 億円

→ ±0 であり、収入の範囲内で予算が組んでいる。仮に決算までに減債基金借入金の一部返済ができればその分プラスになる。

⑲当初予算における算定

「収入」外収入：赤字雑入 197 億円、減債基金借入れ 992 億円

「支出」外支出：前年度繰上充用金 197 億円、減債基金返済金 0 億円

→ ▲992 億円であり、収入の範囲内で予算は組めていない。

(課題)

- ・退職手当債、財政調整基金取り崩しの取り扱いが研究会の結論に合わせる必要がある。
- ・制限指標とすべきではないか。

### 3 「将来的にも安定的な財政運営を確保する」という観点から

#### **【要取り組み額（仮）】**

将来的にも財政健全化団体にならないために今後収支改善に取り組まなければならない額。府は 4 指標の中で実質公債費比率に問題を抱えていることから、将来推計を行った上で実質公債費比率が 25%を超えないようにするための今後の要取り組み額。

→ 前年度を下回ることを目標とするか。

⑳本格予算 7,770 億円-1,100 億円 (21 年度～28 年度) > ⑲最終 6,500 億円 (20 年度～28 年度)

→ 前年度を上回っているが、これは府税収入見込みの下方修正によるもの。

(課題)

- ・収支不足は景気動向や将来推計の前提条件の設定次第で変動するため、有効な指標とはいえるか。

### 4 経常的な収支差に着目した指標

#### **【収益的収支比率（仮）】**

収益的支出／収益的収入→100%を下回ることを目標とするか。

#### **収益的収入**

- ・全歳入から、資本的収入（通常債、退職手当債、府債以外の建設事業充当一般財源等）を除いたもの。
- ・現行の経常収支比率の経常収入の仕分けとは異なり、予算段階で活用でき、一般府民も把握ができるよう簡素化。

#### **収益的支出**

- ・同様の考え方により、全歳出から資本的支出（建設事業、府債元金償還、貸付金）を除いたもの。

(課題)

- ・上記のような簡素化によって予算段階で活用可能となるか。
- ・100%の目標設定は妥当か。